

## 施策 3-4 障害者福祉の推進

### 【現状と課題】

障害者福祉に関する制度改革としては、障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として平成17年に障害者自立支援法が施行されました。これにより、これまで障害種別によりそれぞれ異なるサービスを提供するという仕組みであったものが、平成18年からは身体・知的・精神の3障害が一元化され、サービス利用者も応分の費用を負担するという仕組みに変更されています。

また、同法に基づき市町村において実施される地域生活支援事業では、障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を展開することが求められています。

本町においては、これまで障害者福祉計画などを基本として施策を推進してきましたが、新しい制度への対応や、それに伴い発生する新たな問題点や課題についても情報収集に努め、地域の実情に沿った制度運用のあり方を検討していくことが求められています。

また、障害の重度化、障害者の高齢化といった新たな問題への対応も視野に入れながら、障害者の地域生活と就労を支援し、障害の有無に関わらず地域で暮らす人々がお互いに人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に向けた取組みが求められています。



### 【基本事業】

#### 3-4-1 障害者の自立支援事業の充実

障害者が自立した社会生活を営むことができるよう、障害者の相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、保護者等の負担軽減や障害者の自立を促すために必要な支援を行います。さらに、在宅障害者の日常生活における自立と社会参加を促すため、生産活動機会の提供や社会との交流を促進するとともに、公共職業安定所との協力による職業相談、個別求人開拓、職場定着等の支援を行います。

#### 3-4-2 在宅福祉サービスの充実

在宅障害者が地域で安心して暮らせるよう、自立と生活安定・向上に必要なサービスを提供するとともに、社会参加の支援・指導を実施します。

基本事業	主要事務事業
障害者の自立支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域活動支援センター事業</li> <li>・相談支援事業</li> <li>・コミュニケーション支援事業</li> <li>・心身障害者医療費助成事業</li> <li>・日常生活用具給付等事業</li> <li>・移動支援事業</li> <li>・障害者運転免許取得費補助事業</li> </ul>
在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームヘルプサービス事業</li> <li>・訪問入浴サービス事業</li> </ul>

## 施策 3-5 子育て支援の推進

### 【現状と課題】

少子化の進行と家庭や地域を取り巻く子育て環境の変化に伴い、次代の社会を担う子どもが元気に生まれ、健やかに育つ社会の形成を目指し、都道府県、市町村、事業主等に対し、子育て支援策の推進や雇用環境の整備を盛り込んだ計画の策定を義務付けた次世代育成支援対策推進法が平成17年に施行されています。

合併前の旧町においては、同法に基づき、それぞれ「子育てプラン」を策定していましたが、今後は、これらを統合し、総合的・体系的な子育て支援環境の充実に努めていく必要があります。また、少子化や核家族化が進む中で、子どもが育つ地域のコミュニティが希薄化してきており、育児の孤立化や育児不安を抱く親の増加が懸念されています。今後、さらに多様化する保護者や家庭の保育ニーズを的確に把握し、支援内容を充実していく必要があります。

これからのまちづくりにおいては、子育ての価値を共有し合い、安心して子どもを生み育てる環境づくりを進め、ニーズに対応した事業を総合的に推進していくことが求められています。

### 【基本事業】

#### 3-5-1 子育て支援センターの充実

未入所（園）の乳幼児を育てる家庭の子育てに関する不安や悩みを解消し、ゆとりを持って安心して子育てができるよう支援します。

#### 3-5-2 子育て情報ネットワークの構築

保育施設間、保護者及び保健師の連携を緊密にし、保育支援のための情報の共有化を図ります。また、子育て関連施設の連携を強化し、保育サービスを効果的・効率的に実施します。

#### 3-5-3 保育の充実

保護者等の就労による保育に欠ける家庭が増加する中、家庭からの多様なニーズに対応した保育事業を実施することにより、児童の健全な育成を図ります。

また、子育て拠点としての保育施設を整備することにより、保育環境の充実に努めます。

#### 3-5-4 学童保育の充実

放課後や長期休校日等において、家庭に保護者等が不在となる小学校低学年児童の安全確保と健全育成を図ります。

#### 3-5-5 乳幼児医療費の支援

乳幼児の医療費の一部を助成することにより、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

基本事業	主要事務事業
子育て支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援センター運営事業</li> <li>・母子保健事業（再掲）</li> <li>・一時預かり保育事業</li> </ul>
子育て情報ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連絡協議会運営事業</li> <li>・虐待防止ネットワーク運営事業</li> </ul>
保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児保育事業</li> <li>・延長保育事業</li> <li>・乳幼児保育事業</li> <li>・子育て拠点施設整備事業</li> </ul>
学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業</li> </ul>
乳幼児医療費の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乳幼児医療費助成事業</li> </ul>